

賢い消費者になるために…

契約に関する
トラブル



商品に関する
トラブル



借金に関する
トラブル

こんな相談は前橋市消費生活センターへ

消費生活相談

消費生活センターには、たくさんの契約に関するトラブルが寄せられています。契約についてほんの少し慎重であれば防げたと思われるものも少なくありません。契約を正しく理解することが大切です。

消費生活に関するさまざまな相談や苦情について、専門の相談員がみなさんとともに考え、解決のためのお手伝いをしています。

訪問販売や商品の購入、サービスの利用にともなって事業者との間に生じたトラブルや疑問・不審な点があったときは、お気軽にご相談ください。



相談時間 午前9時～午後5時
(土・日曜日、祝日、年末年始はお休みです)

主な相談内容

- 架空請求
- マルチ商法
- 電話勧誘販売
- 訪問販売・訪問購入
- 借金に関するトラブル
- 商品に関するトラブル



講座・セミナー

経済社会は日々変化しています。消費生活センターでは、タイムリーなテーマで市民のみなさまの暮らしに役立つ講座やセミナーを開催しています。

消費者講座

消費生活に関連するテーマを取り上げ、消費者講座を開催しています。開催日時や内容については、市広報・チラシなどでお知らせしています。

くらしのセミナー

消費者問題全般にわたる学習会です。3回継続の講座で、年2回開催しています。

出前講座

依頼に応じて、企業や学校、お住まいの地域へ出向き、契約トラブルや悪質商法から身を守るための知識や、さまざまな情報などをお話しします。

くらしの情報

高度情報化社会を迎え、くらしの中にたくさんの情報が日本だけでなく海外からも入るようになりました。正しい情報を手に入れることもこれからのくらしに必要です。

- ◆図書、雑誌、新聞など自由に閲覧できます。
- ◆DVDの貸し出しも行いますので、学習会などにご利用ください。
- ◆消費生活に関するグループ学習もできます。

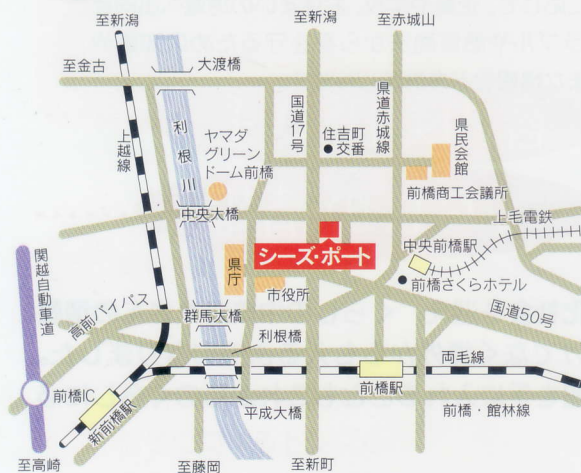
前橋市消費生活啓発員の会

前橋市消費生活啓発員は、前橋市消費生活センターの設置に伴い、消費者被害の未然防止を図るため、消費者啓発の充実を目的に設置されました。

消費生活啓発員は、消費者リーダーとして、地域における消費生活の安定と向上を図るため、前橋市長から委嘱されています。



啓発員の活動は、市民に自己啓発を促すとともに自ら消費者活動を展開していきながら、消費者行政のよりきめ細かい推進を図るためのパイプ役として活動しています。



交通案内

JR前橋駅より徒歩20分、上毛電鉄中央前橋駅より徒歩15分。

関越交通・群馬バス「千代田町二丁目」下車、徒歩1分。

マイバス「共通4・前橋中央駐車場入口」下車、徒歩3分。

*車でお越しの方は、市営パーク千代田・市営パーク五番街駐車場をご利用下さい。

前橋市消費生活センター

〒371-0022 前橋市千代田町二丁目5番5号 シーズ・ポート2階

TEL.027-230-1755

FAX.027-230-1756